

廃家電や粗大ごみなどの廃棄物の処分に

「無許可」の回収業者 を利用しないでください！



「『ご家庭の廃棄物を無料で処分します』という宣伝を聞いたり、チラシ広告を見て処分を依頼したら、高額な料金を請求された」という内容の苦情や相談が寄せられます。ご家庭から出る廃棄物を回収するには、上野原市における「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要となり、産業廃棄物収集運搬や古物商の許可では収集運搬することができません。

無許可で回収する業者の主な回収方法

無許可で回収する業者は、主に次のような方法で廃棄物の回収を行っています。

【トラック型回収】

スピーカーで放送しながらトラックなどで巡回し、廃家電などの廃棄物を回収。無料とうたいながら、運搬費、作業費などの名目で料金を請求する事例もあります。

【チラシ配布型回収】

「〇月〇日に無料で不用品を回収します」といったチラシをポストに投函し、廃家電などの回収を行う業者。行政による回収のように偽装するチラシもあります。

違法な廃棄物回収の問題点

消費者トラブル

無料回収とアナウンスしているにも関わらず、「運搬費」「作業費」など様々な名目で高額な費用を請求され、消費者トラブルにつながる例もあります。

不法投棄・不適正保管

不用品回収業者が回収した製品は、適正にリサイクルされているかどうか確認することができません。価値のある製品、部品を売却し、残った不用品なものを不法投棄する例もあります。適切な環境対策を行わずに処理することで有害物質が環境中に放出されたり、不適正な管理により火災が発生した例もあります。



・上野原市において「一般廃棄物収集運搬業の許可」を受けた事業者については、上野原市ホームページにて確認できます。
（「上野原市 一般廃棄物」で検索）